

今のあなた … 悩んでいませんか !?

多重債務・生活なんでも相談会

不当解雇、雇い止めで生活が困窮していませんか？

税金、保険料の滞納はありませんか？

住宅ローン、クレジットの支払いに不安はありませんか？

借金の返済で困っていませんか？

ほとんどの傷病が障害年金の対象になることをご存知ですか？

毎晩、眠れていますか？

※ 毎月、第2・第4水曜日に相談会を開催しています !!

平成 24 年 7 月 11 日	平成 24 年 7 月 25 日	平成 24 年 8 月 8 日
平成 24 年 8 月 22 日	平成 24 年 9 月 12 日	平成 24 年 9 月 26 日

相談時間 午後 1 時 ~ 午後 5 時

相談場所 金沢市近江町消費生活センター / 近江町いちば館 5 階

相談無料 / 秘密厳守 / 要予約

※ 相談員 NPO 法人 金沢あすなろ会 / 司法書士 / 社会保険労務士 他

生活の立て直しや多重債務に関する相談をなんでもお聞きします。

私たちの力は僅かですが、今までの借金の見直しと借金の減額、生活に困ったときは行政の緊急小口融資制度・生活福祉資金貸付制度、生活保護制度の活用を一緒に考えましょう!!

借金は、必ず解決できます!! / 個人でも必ず解決できます !!

[お問い合わせ]

金沢市近江町消費生活センター TEL 076-232-0070

NPO 法人 金沢あすなろ会 活動取り組み一覧

活 動 名	開 始 日
加賀市相談会	平成 16 年 2 月 ～ 平成 19 年 4 月、加賀市の協力により 加賀市市民会館にて相談会開催。 [毎月 1 回] 平成 24 年 4 月、アビオシティ加賀にて 相談会開催。 [毎月 1 回]
ダイヤル 110 番 広報活動	平成 16 年 2 月 (基本として、毎月第 3 土曜日) 平成 16 年 8 月 ～ ・平成 19 年 8 月 21 日 設立 金沢市「金沢市多重債務問題対策連絡協議会」 ・平成 19 年 11 月 5 日 設立 石川県「石川県多重債務問題対策協議会」 ・平成 21 年 7 月 16 日 発足 小松市「多重債務[救済・再生]」チーム ・平成 20 年 11 月 12 日 発足 日本司法支援センター 金沢地区地方協議会 ・平成 20 年から参加 石川県「石川県自殺対策会議」 ・平成 22 年 7 月 26 日 発足 白山市「白山市多重債務問題対策連絡協議会」 ・平成 22 年 9 月 10 日 北陸財務局 意見交換会
日曜日「相談会」	平成 21 年 6 月 ～ スタート (毎月第 1 日曜日)
調停・訴訟学習会 「債務整理に関する」学習会に名称変更	平成 14 年 ～ 平成 21 年 10 月より月 2 回
「生活に役立つ」勉強会	平成 17 年 7 月 5 日 ～ スタート
わいわい会	平成 16 年 1 月 25 日 ～ スタート
ホットライン	平成 16 年 1 月 21 日 ～ スタート
炊き出し	平成 21 年 10 月 13 日 ～ スタート
24 時間体制電話受付	平成 22 年 6 月 ～ スタート
生活再建プロジェクト	平成 23 年 1 月 12 日 ～ スタート

特定非営利活動法人 金沢あすなろ会

〒920-0024 石川県金沢市西念 1 丁目 15-7 恵西苑 1 号室

独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業

借金の問題は必ず解決できます。

命に代わる借金は ありません

被連協

借金で命を失わないで

この世の中で一番大切なもの…

それはお金ではありません。

命“いのち”です。

ところが、お金によって、

この世で一番大切な「命」が、

これまでたくさん失われてしまいました。

借金の解決は必ずできます。

たかが借金で、

一番大切な「命」を失わないで！

生きることをあきらめないで！

このことを、

ひとりで悩んでいるあなたに知ってほしい。

私たちにご連絡ください。



厚生労働省 自殺防止対策事業 全国事業補助金で作りました。

全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会(略称:被連協)
<http://www.cre-sara.gr.jp/>

全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会
(略称:被連協)

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-34-8 鈴木ビル3階
TEL 03-5207-5507 FAX 03-5207-5521
E-MAIL:hirenkyo011@nifty.com

当協議会は、全国47都道府県89団体で構成され、
1982年に創立以来、弁護士・司法書士・学者・労組・
消費者団体・商工団体の皆様の協力を得ながら、クレ
ジット・サラ金被害の予防と救済運動を行う団体です。

借金の解決は必ずできます
ひとりで悩まないで被連協加盟の当会にご相談を

NPO法人
金沢あすなる会

〒920-0024 石川県金沢市西念1-15-7 恵西苑1号室
TEL 076-262-3454 FAX 076-262-3606
Eメール k-asunaro@bz03.plala.or.jp



ヤミ金には払わない!

ヤミ金対策3原則

- ① ヤミ金には一切払わない!
払ったお金を取り返そう!
- ② 警察に告発(被害届)をする。
- ③ ヤミ金の銀行口座を凍結する。
ヤミ金の携帯電話を利用停止する。

ヤミ金から 逃げる必要はありません。 みんなと一緒に ヤミ金を撲滅しましょう。

ヤミ金は犯罪です。

法律的に「お金を貸した」ことにはなりません。

ヤミ金から「交付されたお金」そのものも返済する義務はないのです。

これは最高裁判決(2008年6月)によって認められました。

貧困撲滅

人間らしい生活と労働の保障を求めてつながろう!

多重債務の背景に「貧困」があります。

多重債務の解決には「貧困」をなくしていく活動が求められています。

私たち被連協は、

- ①セーフティネット貸付制度・生活福祉資金制度の充実、
- ②生活保護の充実、
- ③派遣労働などの不安定雇用をなくし生活できる最低賃金制度などを求め、この社会から貧困を完全になくすことを目指しています。

貧困撲滅でつながりましょう。

生活再建

私たち被連協加盟団体の最重要活動は、多重債務で失われた「健康で文化的な生活」を再び本人に取り戻してもらう「生活立て直し」支援です。

収入が少ない人には、生活保護受給支援や生活福祉資金貸付制度などのセーフティネット貸付の活用、ギャンブルが借金原因の場合は、精神科医や自助グループの紹介・参加支援、浪費等が借金原因の場合は、家計簿管理の支援など、借金解決後のアフターケアを行っています。

また、レクリエーション活動などで会の仲間の交流をはかり、多重債務で失っていた“笑顔”を取り戻すことにも取り組んでいます。

債務整理の方法

任意整理・特定調停

キャッシングの契約利率が、利息制限法(年15~20%)を超えていれば、最初の契約から利息制限法で再計算すると借入元金は必ず減ります。その減額した元金を、3~5年程度で分割払いにてきます。これからの利息(将来利息)も基本的に免除されます。利息制限法利率以下の契約で元金が減らなくても、将来利息が免除される場合もあります。

過払金返還請求

サラ金などの取引が長く継続(6~7年以上)している場合、利息制限法で再計算すれば借入元金は無くなったり、さらに過払金が発生していたりします。過払金は取り戻すことができます。過去に完済して現在は取引のない業者からも可能な場合があります。

自己破産

利息制限法でもあまり減額にならず、将来の収入で返済することが困難な場合は、自己破産の選択があります。「破産」という言葉で敬遠する人もいますが、戸籍や住民票に記載されることはなく、選挙権も失いません。自己破産制度は、借金地獄を抜け出し、経済的に人生の再出発を支援する制度なのです。

個人再生手続き

住宅を守りたいため自己破産ができないなど、調停や自己破産も難しい人には、個人再生手続きがあります。この制度を利用すれば、住宅ローンの支払いは継続したまま、住宅ローン以外の無担保の借金(ただし5000万円以下)が、原則5分の1に減額(下限は100万円、上限は500万円に減額)され、将来利息も免除で3~5年程度での分割払いになります。